

用語の説明

① 修業年限:卒業するために必要として定められた標準的な教育・学習期間

※5年一貫プログラム生は、以下の表の限りではない。

②在学年限(在学期間)

:本学では、この修業年限の2倍に相当する年数(学部8年(薬学部12年)／修士課程、専攻科4年／博士後期課程6年)を超えて在学することはできません。

これを在学年限といい、その期間を在学期間といいます。

ただし、休学期間は在学年限(在学期間)には含まれません。

③休学期間:所属種別により定められた休学期間があります。通算で下表の年限を超えることはできません。

④在籍期間:在学年限(a)に休学期間(b)は含まれないため、最長で学生として在籍できる期間となります。

所属種別		①修業年限	②在学年限(a) (在学期間)	③休学期間(b) (最長)	④在籍期間(a+b) (最長在籍可能期間)
大 学	薬学部以外	4年	8年	3年	11年
	薬学部	6年	12年	3年	15年
大 学 院	修士課程	2年	4年	2年	6年
	修士課程(1年制コース)	1年※	4年	2年	6年
	博士後期課程	3年	6年	3年	9年
専 攻 科	言語聴覚士養成課程	2年	4年	2年	6年
別 科	日本語教育課程	別科生については、コースごとに修業年限等が異なるため、 武蔵野学部事務課の別科担当までご相談ください。			
	介護福祉士養成課程				
通信教育部	国際データサイエンス学部	4年	8年	3年	11年

※大学院学則 第2条の3

2 大学院設置基準第3条第3項に基づいて設置した次の研究科については、標準修業年限を1年とすることができる。

- (1) 法学研究科 ビジネス法務専攻 社会人1年制短期コース
- (2) 人間社会研究科 人間学専攻言語聴覚コース 社会人1年制短期コース
- (3) 人間社会研究科 実践福祉学専攻 社会人1年制短期コース
- (4) 環境学研究科 環境マネジメント専攻 社会人1年制短期コース